

四日市市告示第70号

四日市市障害児・保護者訓練指導事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月9日

四日市市長 田中俊行

四日市市障害児・保護者訓練指導事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害児・保護者訓練指導事業実施要綱（平成11年四日市市告示第84号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施日時)</p> <p>第5条 指導事業は、次の各号に定める日を除いた毎週月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後4時15分までの間において、市長が定めた実施日及び実施時間において行う。</p> <p>(1) 学園は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び学園行事の代休日。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(利用料等)</p> <p>第9条 指導事業を利用する者は、利用料として1回当たり500円(市外在住児は1000円)を納入しなければならない。<u>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助の被保護世帯に属する者については、利用料を徴収しないものとする。</u></p>	<p>(実施日時)</p> <p>第5条 指導事業は、次の各号に定める日を除いた毎週月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後4時15分までの間において、市長が定めた実施日及び実施時間において行う。</p> <p>(1) 学園は<u>土曜日</u>、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び学園行事の代休日。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(利用料等)</p> <p>第9条 指導事業を利用する者は、利用料として1回当たり500円(市外在住児は1000円)を納入しなければならない。</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園)